

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
第22条の2に規定に基づく公表
(男性労働者の育児休業取得率等の公表)

2024年(令和6年)6月12日
社会福祉法人 県央福社会

1. 公表前事業年度の期間
2023年(令和5年)4月1日より2024年(令和6年)3月31日まで
2. 育児休業等の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}} = 88\%$

育児休業等の取得の状況に関する備考

① 公表事業年度に復帰した育児休業等を取得した男性労働者の育児休業平均取得日数は、36日となっています。

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合は、以下のようになっています。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{〔上記、公表年度の〕} \\ \text{育児休業等をした男性労働者の数} + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数の合計数} \end{array}}{\text{〔上記、公表年度の〕 配偶者が出産した男性労働者の数}} = 111\%$$

(付記) 公表年度の前年度に配偶者が出産した男性労働者が、公表年度に育児休業、休暇を取得しているため、100%を超えています。

この場合の、育児休業平均取得日数は、24日となっています。

③ 女性の育児休業取得率は、以下のようになっています。

$$\frac{\text{〔上記、公表年度の〕 育児休業等をした女性労働者の数}}{\text{〔上記、公表年度の〕 出産した女性労働者の数}} = 82\%$$

(付記) 公表年度中に、出産した女性労働者は、全員、公表年度又は公表年度の翌年度に、育児休業を取得しています。